

支援業務諮問委員会（第4回）議事概要

1 開催月日 平成19年4月25日（水）14：00～15：02

2 場 所 社団法人電気通信事業者協会 第2会議室
（東京都港区西新橋1-1-3東京桜田ビル4F）

3 出席者

【委員】（50音順、敬称略）

伊東則昭、大山俊介、河村真紀子、久保忠敏、齊藤忠夫（委員長）、櫻井浩、
関口博正（副委員長）、滝澤光樹、平澤弘樹、村尾和俊、渡邊大樹

以上11名

（欠席 加藤徹）

【（社）電気通信事業者協会】

坂田紳一郎（専務理事）、久和野泰之（支援業務室長）

4 議事

（1）審議事項

・修正番号単価の算定（修正番号単価算定に伴う今後のスケジュール）

（2）報告事項：

・当協会及び主要事業者に対する問合せ状況

・負担金徴収事務の開始

・平成18年度事業報告概要及び決算概算（支援機関関係）

5 議事要旨

（1）議事 修正番号単価の算定

事務局 資料1に基づき以下のとおり説明

番号単価の参考資料の第1項をご覧ください。まず関係規定ですが、番号単価の算定方法につきましては算定等規則に基づく総務省告示で定められております。第1条は昨年9月に算定いたしました7円の番号単価でございます。これは今年度の前半の1月から6月までの使用電気通信番号に対して適用になるものです。第2条に番号単価の修正という規定がございます、翌年度の4月に電気通信番号数の増減の動向により番号単価を修正するものされているところでございます。この修正番号単価は7月から12月の使用電気通信番号数に対して適用することとなっております。

参考資料の第2項に昨年9月の番号単価を算定した際の算定対象番号数と今回、番号単価の見直しの基礎となる算定対象番号数の比較データを記しておきました。昨年9月の番号単価算定時に用いた平成18年6月末番号数が1億7,920万番号、今回の修正番号単価算定に用いる平成19年1月末の算定対象番号数は1億8,121万番号で番号単価算定時と今回の修正番号単価算定時と比べますと約200万番号(約1.1%)増えておりますが、この増加数からは単純に計算いたしましても7円が8円にあるいは6円になるということはないところであります。

算定の結果は修正合算番号単価は資料1の1にありますように「7.0727」で、整数未満は四捨五入となっておりますので7円となります。因みに現在使用しております合算番号単価は、7.1152でありまして端数処理の結果7円としたところです。

この7円をNTT東西の負担額で比例按分した修正番号単価は、それぞれ

・NTT東日本 3.49551359

・NTT西野本 3.50448641

となります(小数点以下8位未満の端数は四捨五入)

修正合算番号単価の具体的な算定につきましては、カラー印刷の資料「修正合算番号単価の算定」のとおりです。基本的な考え方ですが、この資料の第1項「算定の考え方」のとおりで、徴収すべき予定金額、

つまり補てん対象額プラス支援機関事務経費から前年度残余额 - 今年は初年度で該当なし - と算定月 6 月までの徴収済み及び徴収見込の額を引きますと最終的に 7 6 億余円が算定月 7 月から 1 2 月の 6 ヶ月間で集めなければならない額として出てまいります。この 7 6 億余円を直近の総番号数で割り、更に 7 月から 1 2 月までの月数 6 か月で割ると修正合算番号単価 7 . 0 7 . . . 円が算出されます。具体的な算定方法は 2 ページのとおりです。

この 2 ページの下部の計算方法は、算定等規則第 2 7 条の規定に基づく総務省告示に定められている計算式であり、これに沿って数字を当てはめたもので、その数字は、2 頁のカラー見出しのついた項目ごとに明記している数字です。

NTT 東西に係る修正番号単価の算定につきましては、カラー資料の 3 ページから 1 0 ページにお示しのとおりです。

算出の具体的な方法は、合算番号単価の 7 円を 7 月から 1 2 月までの間に徴収しなければならない全体の額に対する NTT 東西それぞれの同期間における徴収必要額に占め割合を算出し、その割合に応じ修正合算番号単価の 7 円を小数点以下 8 位まで按分して NTT 東西それぞれの修正番号単価を算定します。NTT 東日本分については、資料 3 ページから 6 ページのとおり、NTT 西日本については 7 ~ 1 0 ページのとおりであり、小数点以下 8 位未満の端数を四捨五入して算定しております。

修正合算番号単価及び修正番号単価の算定につきましては以上のとおりです。

委員長 それでは何かご質問・ご意見等ございますか。

委員長 カラー部分の修正合算番号単価算出関係の 1 ページの資料中、6 月までの徴収見込額欄には「算定月 1 月分」と「2 ~ 6 月」に分けて記入されているがこれはなぜか。

事務局 1 月分は、4 月納付として既に請求済みのものであるため関係規定に基づき、別に計上したものであります。

委員長 それでは答申書(案)のとおり、修正合算番号単価及び修正番号単価については、諮問のとおり算定することが適当と認められる、との答申を行うこととしたいと考えますが何かございますか。

特段の発言なし

委員長 それではお手元の答申書(案)のとおり答申のこととします。

事務局 本件につきましては、明26日15時に報道発表を行いたく考えます。

(2) 報告事項

事務局 資料2から4に基づき以下のとおり説明

資料2：一般利用者からの問合せ状況

報告事項3件を一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料2ですが、これは、前回開催の諮問委員会での宿題となっておりました一般利用者からの問合せ状況を取りまとめたものです。

具体的には、ホームページのアクセス状況と電話による問合せ状況を昨年の9月からこの2月までの分を取りまとめたものです。

- ・ ホームページのアクセス状況は、当協会と総務省のユニバ関係のホームページへのアクセス状況を示したものです。月別のアクセス数を見てもみると、総務省については11月がピークとなっています。これは交付金・負担金に係る認可を11月に行なっており、この時期にピークとなっています。協会のホームページについては、12月から急増し、1月がピークとなっています。これは各事業者が一般利用者へユニバーサルサービス料金のお知らせ、それに続く料金請求の案内などを行なっている時期であり、これらを背景として増加したものと思われます。2月には、かなり少なくなっており、資料にはありませんが3月は更に少なくなってきました。
- ・ 一方、電話による問合せ状況につきましては、協会、総務省、主な事業者ごとに整理したのですが、協会については12月から急

増しており、その増加の動向はホームページと同じような傾向を示しております。事業者については2月が急増となっておりますが、ユニバーサルサービス料金を設定している大部分の事業者は、1月末の番号利用状況に基づき、2月に料金請求という流れになっており、1月利用分の請求書が2月に一般利用者に送付されているという背景を受けて増加したものと思われます。NTT東西など2、3の事業者は2月利用分からユニバーサルサービス料金を請求する模様であり、これらの事業者からサービスを受けている利用者については、3月に請求書が届くことになるものと考えます。協会への問合せも2月までは主要な事業者に係る問合せが、3月になるとNTT東西に係る問合せが増加という流れになっています。先程専務理事の挨拶にもございましたが、電話による問合せも2月、3月と徐々に少なくなってきました。1月、2月には1日50件ぐらいの問合せがあったものが、現在では1日10件ぐらい少ない日は1日4、5件となっています。

資料3：負担金徴収事務の開始

資料3ですが、この4月から負担金の徴収事務を開始いたしました。負担対象事業者53社に対し、合計10億5千万円の納付通知書を送付いたしております。今朝の段階で2、3社が未着金ですが、本日中には100%入金される見込みです。今月中にはNTT東西に対してはじめての交付金を交付する予定です。

資料4：平成18年度事業報告及び収支決算概算（支援機関関係）

次に資料4の平成18年度のユニバ関係の事業報告及び収支の概要につきましてご報告をさせていただきます。収支概要につきましては、当協会の特別会計処理となっております。この事業報告及び収支決算につきましては、6月8日開催の総会において承認を得ることとしておりますが、その前に諮問委員会の先生方に本件のみでわざわざお集まりいただくのは避けることとし、本日も報告させていただいてご了承

をいただければと考えております。

まず事業報告ですが、事業計画に沿った形で整理をしております。具体的な内容としましては「1 適確な支援業務の執行」としては、支援業務要員等の整備、支援業務規程等の整備、支援業務諮問委員会の設置等を行ったところです。

支援業務につきましては、9月に番号単価の算定、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、11月に認可となりました。また交付金の交付及び負担金の徴収に向けた体制の整備、具体的には負担金交付金事務管理システムの開発等を行いました。

次に「2 の周知・広報活動等の実施」として、新聞広告、ホームページの開設・維持を行って参りました。ホームページへのアクセスも少なくなったとはいえ毎日500から700件程度、最大で1日1万件超のアクセスもありました。その他の周知広報活動につきましてもパンフレットを作成配布したところです。問合せ対応についても、日常的に当支援業務室で対応してきているほかコールセンターにおいて対応して参りました。

最後に「3 の情報公開の実施」についてですが、ホームページへの情報掲載を中心に情報公開に努めているところです。

続いて支援機関業務に係る収支概算につきまして説明をさせていただきます。収入総額1億2,350万円、支出総額1億1,598万円で差引き756万円の残余额、つまり収支差額が生じており、これは、平成19年度へ繰越しのこととなりますが、今後、年度末処理を行うとしてもせいぜい10万円以内の精算額かと考えますので、この資料の内容で御了解をいただきたいと思っております。

具体的な内容についてご説明をさせていただきます。先ず予算額に対する決算額ですが、個々の科目ごとには、予算の範囲内、或いは予算を超えているものなどありますが、総額では予算の範囲内で決算となるものであります。

収入の部の「雑収入」は預金利息収入です。

支出の部について、「給料手当」に276万余円残を計上していますが、これはアルバイト等極力人件費を節約した結果によるものです。

「周知広報費」について、具体的には新聞広告、コールセンター及びパンフレットなどですが、支出経費を抑え節約をしております。

「会議費」については予算額を超えていますがい、これは12月に開催した事業者説明会への出席者が多く協会会議室では収容できないため外部会議室を借りたための生じたものです。

「備品費」については、予算額を超えておりますが、PC、システム構築、重要書類保管用のロッカー購入等、当支援業務室の業務のために必要不可欠な事務機器等の購入費です。

「消耗品費」についても当支援業務室の新たな業務開始に伴う事務用品の購入、コピー機リース代、コピー用紙代の増加によるものです。

「諸謝金」については、昨年9月の交付金・負担金の額の算定についての公認会計士による確認を支援業務規程第19条に基づき行った際の謝金が96万7千円、他に諮問委員会委員謝金などが含まれます。

管理費の「給料手当」等については、経理担当の職員等に係る人件費等、「租税公課」については、全て印紙代で契約書に貼付したものです。「固定資産購入支出」については、決算額318万1千円となっておりますが、これは負担金交付金事務管理システムの整備費、つまり月々の負担金の徴収に係る管理や交付金の交付のための処理を行なうコンピュータソフトウェアの開発費で、経費の節約分の一部を活用して整備したものであります。以上が報告事項です。

委員長 それでは何かご質問・ご意見等ございますか。

委員長 電話による問合せのうち、3月の問合せについて苦情的なものというか分類、傾向としてわかるものはありますか。

事務局 TCAに対するクレーム的なものは大体5%ぐらい、事業者についてはクレームという区分けをしているところとしていないところが多少ありますが大体10パーセントぐらいと聞いています。

構成員 負担金交付金の管理システムについては制度が変わるということ想定して必要な機能を備えておかないと近い将来に無駄にな

ってしまうのではないか。

事務局 具体的にどういう制度になるかはわかりませんが、現在のシステムは、例えば7円が4円になるのは対応可能、また新たな制度が、もし電話番号をベースに運用されるというものであれば対応可能と考えております。全く違う仕組みになりますとそうはいかないことになります。

委員長 今の議論されているのは総額を見直すということで、番号をベースにするのは変わらない、総額の計算の仕方が変わるということだから、多分今のシステムの数値を入れ替えれば対応可能と思われる。番号以外の根拠でということになれば話が違ってきますが。そのソフトについては、減価償却費（法定耐用年数5年）が計上されることになりますね。

収入の部に預金利息は計上されているが、借入金に対する利息はどこに計上されていますか。

事務局 収支概算の1ページ目の下から3行目「支払利息」に記載されています。53万余円となっております。

委員長 支援機関に係る収支につきましては、事務局の説明では、この収支概算の金額と最終決算書の金額で総額10万円以内の修正見込みということですから、改めて諮問委員会を開催することなく本日の審議をもって了承を得たものとしたしたいと思います。

それではこれで第4回支援業務諮問委員会を終了します。どうもありがとうございました。

以 上